

<b>第 21 回 高知県四万十川流域保全振興委員会（概要版）</b>	
<b>日 時</b>	平成 29 年 10 月 19 日（木） 13:30～16:05
<b>場 所</b>	四万十町役場本庁舎（東庁舎）1 階 多目的ホール
<b>参 加 者</b>	28 名
<b>配布資料</b>	<p>第 21 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 会議次第  第 21 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 出席者名簿  第 21 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 配席図</p> <p>議題 1 関係資料  ・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の改正について  ・資料①・②・③</p> <p>報告事項（1）関係資料  ・報告事項 1 黒尊川流域における共生モデル地区協定の締結について  ・報告資料 1 黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定</p> <p>報告事項（2）関係資料  ・報告事項 2 住民意識調査の実施について  ・報告資料 2 四万十川の保全及び流域の振興に関するアンケート</p>
<b>議 事 録</b>	
<p>○委員の開催要件の充足  委員 14 名のうち 13 名が出席。委員の過半数の出席のため、会の開催要件を充足。</p> <p>○本会の議題  1 太陽光発電施設等に係る四万十川条例施行規則の改正（案）について</p> <p>○報告事項  1 黒尊川流域における共生モデル地区の第 3 期協定の締結について  2 住民意識調査の実施内容について</p> <p>○各議題について  1 太陽光発電施設等に係る四万十川条例施行規則の改正（案）について</p> <p><b>【事務局】</b>  議題 1 関係資料に基づき、太陽光発電施設等に係る四万十川条例施行規則の改正（案）について説明。採決の結果、過半数の賛成により可決。</p>	

**【山下委員】**

上位法というところに水防法はかかってこないのか。四万十川流域の中で、高知県管理区間に対して水防法がかかっているかどうか教えていただきたい。水防法がもし管理区間に関与しているのであれば、浸水想定区域の公開を義務づけられているはずである。

**【事務局（主査）回答】**

水防法は規制をかける法律ではない。浸水想定区域について、現在四万十川で公開しているのは国交省管轄の旧中村市になっている。

**【山下委員】**

県管理の部分ではないということか。承知した。

**【中越会長】**

顧問弁護士はこの改正法に関してどの部分を一番気にしておられたのか。

**【事務局（課長補佐）回答】**

上位法と、四万十川条例が地域に特化したものであることの整合性だと思う。前回の議論にもあったが、区域を限ってということになるとなかなか大変ではないかということで、今回ご提案させていただいた案であれば大丈夫だとのアドバイスをいただいた。

**【平塚委員】**

例えば 50kw 以上の工作物を四万十川水系の近くで作りたいという人が申請をした際、それを受けた窓口は何の法をもって判断するのか。最初に受付をした担当部署の人が、一本化されたところで判断を行なえる仕組みが必要なのではないか。

**【事務局（課長補佐）回答】**

現在県が持っているガイドラインでは、50kw 以上の発電施設については手続きをしてくださいということにしている。これには罰則はなくあくまでガイドラインとしている。ガイドラインの中に、設置を避けてほしい箇所や設置できない箇所について上位法および条例を用いて明記している。現在、窓口の担当者は、許可制度の手引きを使って許可制度を運用している。今回の改正に併せて、手引きを改訂するため、担当者がわかりやすい手引きとなるよう工夫する。

**【中越会長】**

四万十川のこの条例は四万十川条例並びに文化庁の重要文化的景観で非常に守られており、その価値を失うことになると抵触することになるため少々制限があっても構わないというのが一般的な認識だと思う。

**【中越会長】**

景観に関する価値判断というのは、やはり当委員会の仕事として行なうべきだと思う。もう一点、住民の意見を見ると太陽光発電施設の設置について反対の方が多いということだが、このあたり岡村委員お話しをお聞かせいただきたい。

**【岡村委員】**

別の場でお話があった時に私が受けた印象は、売電施設というのは売電が目的であるから嫌で、それが地域のためにあるのであれば良いというような感情論が若干あるのではないかということである。先程の植田委員のお言葉の中にあった、設置に賛成する声もあるということについて、その理由にはどのようなものがあったのかお教えいただきたい。

**【植田委員】**

地方自治体の考え方だが、多額の固定資産税が入ることと雇用が増えることが理由である。

**【岡村委員】**

皆が重要な財産だとの意識を共有していても、それを損ないそうなものが入ってきた際に食い止めることはなかなかできないというふうを感じる。この場以外に、このようなことに対して異議を申し立てることはできるのか。

**【中越会長】**

それはできない。

**【中尾委員】**

今回の条例改正案についての背景に関して、四国電力の方から聞いた話では、送電線が基本的にいっぱいでもうあまり余裕がないとのことであった。今回の改正では今ある案件を整理しているのか、また今後新たな設置としてどのくらいの可能性があるのかご説明いただきたい。

**【事務局（課長）回答】**

高知県内の売電については、四国電力に対する申込みに加え経産省に対しての手続きも行なう必要がある。また、売電価格は年々安くなっており、なかなか事業としてやり手が少なくなっている。先程のご質問について、随分前にすでに手続きを終え、売電価格が高い頃の事業として考えられているため、おそらく事業者としては儲けられるのではないかということでお話しがあるだろうと推察している。個別にどこのエリアでどれほどの申込みがあるかについては自治体からの照会に対して経産省が回答するという事になっているため、個別の案件で照会をかけていくということになる。ただ県内にあとどれだけ残っていて、その事業体がどこで事業を考えているのかといったことはなかなか県では把握できないというところが実態である。

**【中尾委員】**

今回の追加案件については、これまでずっと引きずってきた課題を想定して改正されるということか。

**【事務局（課長）回答】**

基本的には、すでに申請行為を完了しておりいつでも事業化自体はできるが事業化できていない案件を対象と考えている。ただ、今の売電価格でもやりたいという方がいる可能性も否定できないため、その場合にも備えてということで考えている。

**【中尾委員】**

送電線がいっぱいだという問題についてはどうか。

**【事務局（課長）回答】**

過去に申請されていた分で事業化できないところについて、現在経産省が除外しようとする行為を始めておりそこで隙間が生まれてくる可能性がある。そうなるとまた新しい事業者が手を挙げてくるということになる。

**【平塚委員】**

“高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の改正について”の資料1ページの法務課との協議の部分について、「災害のおそれ」の区域を規定できないことから現実的には難しいとあるが、この災害というのはどのようなことか。

**【事務局（主査）回答】**

資料①の現在の四万十川の許可基準1号の中に記載のある、「その他の災害を発生させるおそれがないこと」を指している。こちらの方で規制をかけるにしても、原則は上位法による規制となるが、適用外の区域については個別の案件ごとに判断する必要があるため一律に規制をかけることはできないというのが法務課の見解である。

**【平塚委員】**

森林法の中での災害であれば大丈夫で、この場合の災害のおそれというのは四万十川条例の中での災害ということか。

**【事務局（主査）回答】**

各法律で災害に関しては対策なり許可審査がされているため、森林法に特化したものでも四万十川条例に特化したものでもない。四万十川条例の文言は基本的に森林法の文言を参考にしており、非常に似た形になっている。また、現在四万十川条例での許可については、上位法の許可手続きを先にいただいた上でその許可書を添付し四万十市に申請していただくという形になっているため、両方二重ということではない。

**【中越会長】**

我々の把握しているコアにあたる部分は森林法ではなく河川法ではないか。河川内の洪水を経験している範囲というのは、河川域には一致しないのか。

**【事務局（主査）回答】**

浸水実績がある区域には河川区域外もあり、その部分については河川法は適用されていない。

**【中越会長】**

そろそろ結論をつけたいと思うが、再度確認するとこれは一つの懸案を不許可にするためにこの議論をしているわけではない。その点をふまえ結論をつけたいと思う。この改正案について賛成の方は挙手をお願いしたい。

<過半数を超える挙手あり>

それでは過半数をもって可決ということになったため、この件はこれで終了とする。

○報告事項について

1 黒尊川流域における共生モデル地区の第3期協定の締結について

**【事務局】**

報告事項（1）関係資料に基づき、黒尊川流域における共生モデル地区の第3期協定の締結について経緯などを含めて報告。締結日は10月下旬を予定している。

**【中越会長】**

この報告に関しては変更はないため、期間の延長ということで報告事項(1)を終了する。

2 住民意識調査の実施内容について

**【事務局】**

報告事項（2）関係資料に基づき、住民意識調査の実施内容について説明。

**【西内委員】**

以前四万十川流域の全高校生にアンケートを行なったことがあるが非常に面白かった。回答率が100%であるため、もし次に機会があれば検討されてはいかがか。

**【事務局（課長補佐）回答】**

流域に多くの高校があるため、若い方々が地域のことや地域の将来のことについてどう考えているか知ることはまさしくこの保全と振興に大きく関わると思う。

**【中越会長】**

現時点での実現は難しいのか。新たに教育長さんに頼み、年末までになんとかするのはいかがか。

**【事務局（課長補佐）回答】**

機会を整えて一度教育委員会に話をしてみる。年度内にできるかどうかはわからないが、実現に向けてまた皆様からご意見を賜る機会があればと思う。

**【中越会長】**

アンケートの内容についてはこのまま継続したらいいと思う。この件についてはぜひ考えてみてほしい。

**【事務局（課長補佐）】**

教育委員会で話をして前向きになると、四万十川流域に限らず全国でできないかという話になるかもしれない。まずはこの四万十川条例に基づく流域の意識調査について、一度だけ教育委員会に話をしてみたいと思う。

**【中越会長】**

四万十町では学校で配布することは可能か。

**【中尾委員回答】**

四万十町の両高校あたりであれば可能だと思う。ただ一定の結果を求めるようなアンケートの場合は、事前にしっかり提案しておいたほうが良い。

**【岡村委員】**

問 19 の設問について、これは一般的な質問内容か、もしくは独自の質問内容なのか教えほしい。

**【事務局（相愛）回答】**

初回のアンケート資料を作成したのも弊社である。当時の担当者がどの資料を参考にしているか確認できていないが、おそらく既存の資料を参考にしつつ、こちらの状況にも合わせながら項目を精査していると思う。

**【中越会長】**

いくつかアンケートの追加要望もあったため、事務局にご対応いただき、また四万十町さんにもご協力をお願いしたい。以上で報告事項(2)を終了する。

以上